# 令和2年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年6月17日(第6日目)

場 所 白石町役場議場 開 会 午前 9 時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

友	田	香将雄		9番	吉	尚	英	允
重	富	邦	夫	10番	片	渕		彰
中	村	秀	子	11番	草	場	祥	則
定	松	弘	介	12番	井	﨑	好	信
Ш	﨑	_	平	13番	内	野	さ。	よ子
前	田	弘沙	大郎	14番	西	Щ	清	則
溝	口		誠	15番	溝	上	良	夫
	重中定川前	重中定川前	重村秀定州前田弘沙	重 富 邦 夫 中 村 秀 子 定 松 弘 介 平 前 田 弘次郎	重 富 邦 夫10番中 村 秀 子11番定 松 弘 介12番川 崎 一 平13番前 田 弘次郎14番	重富邦大10番片中村秀11番草定松弘介12番井川崎一平13番内前田弘次郎14番西	重 富 邦 夫10番 片 渕中 村 秀 子11番 草 場定 松 弘 介12番 井 崎川 崎 一 平13番 内 野前 田 弘次郎14番 西 山	重 富 邦 夫10番 片 渕中 村 秀 子11番 草 場 祥定 松 弘 介12番 井 﨑 好川 﨑 一 平13番 内 野 さる前 田 弘次郎14番 西 山 清

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島	健	<del></del>	教 育 長	北	村	喜夕	、次
総務課長	千 布		夫	企画財政課長	小	池	武	敏
税 務 課 長	久 原	浩	文	保健福祉課長	坂	本	博	樹
長寿社会課長	武富		健	農業振興課長	木	下	信	博
商工観光課長	吉村	大	樹	学校教育課長	吉	尚	正	博
生涯学習課長	山 村	形	$\Delta$					

生涯学習課長 中村政文

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 栁 八 束 議 事 係 長 中 原 賢 一 議 事 係 書 記 緒 方 千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番 大 串 武 次

13番 内 野 さよ子

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議席の指定

日程第3 一般質問

- (1)総務常任委員会代表質問 溝口 誠議員 重富邦夫議員
- (2) 文教厚生常任委員会代表質問 吉岡英允議員 中村秀子議員
- (3) 産業建設常任委員会代表質問 川﨑一平議員 西山清則議員

日程第4 委員会の閉会中における所管事務調査

### 9時30分 開議

## 〇片渕栄二郎議長

おはようございます。 これより本日の会議を開きます。 暑い方は上着をおとりください。

### 日程第1

### 〇片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

## 日程第2

### 〇片渕栄二郎議長

日程第2、議席の指定を行います。

本日は、常任委員会ごとの代表質問を開催いたしますが、新型コロナウイルスの感染防止対策のため座席の間隔をあける必要がありますので、会議規則第3条第3項の規定により、各委員会の代表質問ごとに議席を指定します。

この際、本会議場の議席が不足しますので、本日は特別に議員図書室を第2議場として定め、議員席を振り分け、指定します。

議席は、お手元にお配りした議席表のとおりです。 暫時休憩します。

> 9時32分 休憩 9時33分 再開

#### 〇片渕栄二郎議長

会議を再開します。

#### 〇片渕栄二郎議長

日程第3、これより代表質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、全世界に多大な影響を及ぼし、白石町でも感染者が出ています。町民生活にも大打撃が及び、議会としても今議会における議員個人の一般質問を中止し、新型コロナウイルス対策に特化した3常任委員会による代表質問を実施します。代表質問は、3常任委員会が2名ずつの代表者により一括質問方式で行います。

なお、新型コロナウイルス感染防止のために、議場内ではマスク着用を申し合わせております。発言者もマスクをしていますので、聞き取りにくい部分があるかもしれませんが、どうか御了承ください。

最初に、総務常任委員会の代表質問を許します。溝口誠議員。

### 〇溝口 誠議員

おはようございます。

総務常任委員会を代表して一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が世界的なパンデミックとなり、日本におきましても昨日まで感染者が1万8,305名、死亡者が951名となりました。感染者の方々にはお見舞いを申し上げ、また亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げたいと思います。

今回の感染拡大の影響は、世界全体に及んでおります。県や国も対策と施策を講じておられます。白石町においても、危機管理と住民対応をされております。そのことについて伺いたいと思います。

私のほうからは、5点にわたって質問をさせていただきます。

第1点目でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策における危機管理と、 これからの対処方針について問いたいと思います。

その中で、本町の危機管理の方針、これは今まで新型インフルエンザを想定されて 危機管理を策定されておりますけれども、今回のコロナ対策、どのように方針をされ ているのか。それから、そのレベルごとに講じた措置をどのようにされていくのか。

そしてまた、大きな問題点であります避難所における3密対策でございます。

今までは、災害が起きますと避難所に避難をするということでありまして、今回はコロナウイルスがありまして、今までと違った3密対策を講じなければいけない。ソーシャルディスタンス、社会的な距離を保つということでございます。こういうことで、どのように今までの避難所の運営をされていくのか、伺いたいと思います。また、衛生用品の確保等もどのようにされていくのか伺いたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、先ほど議長からもお話がありましたように、残念ながら白石町でもコロナの感染が確認をされました。そういうことで、感染に不安を感じる方々の対処と各種相談窓口の周知はどのように対応されてきたのか。相談内容と対応、関係機関の周知、どのようにされたのか、この点を伺いたいと思います。

それから、3点目でございますけども、町有施設や役場庁舎内における対処と町職

員の感染予防対策について問います。レベルごとに講じた処置などをお聞かせ願いた いと思います。

次は、4点目でございますけども、事業者の収入の減少に伴うことでございます。 特に、町内の飲食業者、それからまた農業におきましても、このコロナの影響によりまして価格が低迷している等の収入減収に伴う町税の納税猶予と相談体制について 伺いたいと思います。特例措置の周知と相談体制などでございます。

次に、5点目でございますけれども、人権に配慮した対応と啓発について伺いたい と思います。

今回のコロナの感染者に、実は佐賀県でも感染された家庭に石を投げたと、投げられたという報道がなされておりました。また、医療従事者の家族に対しても差別的なそういう対応があったという、これは社会的スティグマと言います。この人権に配慮するという、差別や偏見、中傷のない社会の啓発、テーマなどの対応をどうされているのか伺いたいと思います。

以上、5点について私のほうから質問をさせていただきます。

## 〇千布一夫総務課長

それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、1点目の本町の危機管理方針や、レベルごとに講じた措置等につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る危機管理方針につきましては、平成26年11月に作成している白石町新型インフルエンザ等行動計画の中の蔓延防止対策をとり、社会、経済機能の維持に努めることで町民の生命及び健康を保護し、並びに町民生活や経済活動に及ぼす影響が最少となるような対策を講じるという基本方針に沿って、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じてまいりました。

今回、発生段階ごとに本町がとった実施体制、感染予防、蔓延防止対策を具体的に申しますと、国内発生早期におきましては新型コロナウイルス感染症対策検討部会を開催し、1月29日から町のホームページ上で感染症の予防啓発を行っており、現在も随時更新を行っております。その後、国内での感染症の多発に伴いまして、2月19日に新型コロナウイルス感染症対策連絡室を設置し、計6回の連絡会議を行っております。また、感染症の予防啓発として、2月21日からはフェイスブック、LINEによる予防啓発、情報提供を開始し、2月22日からはケーブルテレビの行政放送による啓発、2月26日には感染予防チラシを全戸配布したところでございます。

その後、県内発生初期の対応となりますが、3月13日に県内初の感染者が確認されたことから、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、現在まで計18回の対策本部会議を行い、感染状況の確認を行いながら、感染防止策、職員の対応、町管理施設の使用、行事の開催などについて検討を行ってまいりました。対策としましては、随時ホームページやSNS、あんあんメール、ケーブルテレビ等での感染症予防啓発を継続しながら、4月3日から3日間、町長メッセージとして3密、不要不急の外出自粛、感染症予防策の内容を防災行政無線放送で行い、4月6日と4月15日には再度感染症予防チラシを全戸配布しております。

その後、4月29日には町内1例目の感染者が確認されたことから、当日再度防災行政無線放送、ケーブルテレビ、ホームページ等により予防対策の徹底を住民の皆様に呼びかけたところでございます。また、5月1日に2例目の町内感染者が、そして5月3日にさらに2名の町内感染者が確認されたことから、再度防災行政無線放送にて注意喚起を行ったところでございます。

また、避難所における3密対策につきましては、本町では災害発生に備えまして、本年4月に町独自の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの作成を完了しておりまして、災害発生時にはこれに基づいた避難所対応を行うこととしております。具体的には、避難所の十分なスペースを確保するために、災害発生初期段階から町内5箇所の福祉避難所を開設し、避難者数を考慮しながら、密度が超過することのないような体制の整備を行い、避難所ごとの準備品につきましても、これまでの準備品に加え、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、防災マットなどの補充を行ってまいります。また、避難所が過密状態になることを防ぐため、住民の皆様には、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難を検討していただくよう、広報紙やホームページでの周知を行ったところでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束の見込みが立たない中、特にこれから梅雨にかけて豪雨被害も重なり、感染と災害の複合リスクも懸念されることになります。災害発生による避難所開設につきましては、感染症対策に十分な配慮を行い、住民の皆様や各区自主防災組織に開設、運営の協力もお願いしながら、蔓延防止対策を講じていきたいと考えております。

次に、2点目の感染に不安を感じる方への対処と相談窓口の周知につきましてお答 えいたします。

健康上の相談につきましては、役場福祉課で対応いたしております。2月の下旬から、症状の有無にかかわらず感染への不安を感じる方より、相談先や受診の方法等につきまして問い合わせが数件ございました。問い合わせに対しましては、どのようなことに不安を感じられているのかをしっかり聞き取りまして、内容によりましては管内の保健福祉事務所や佐賀県のコールセンターを御案内し、不安の解消に努めたところでございます。

次に、3点目の町有施設や役場庁舎内における対処と町職員の感染予防対策につきましてお答えいたします。

町有施設における対処としましては、3月3日からの学校休校に伴い、小・中学校施設を使用禁止としまして、小・中学生の社会体育館の施設の利用も禁止していました。その後、緊急事態宣言の全国への拡大を受けまして、4月17日からは町有施設の利用を町内在住者に限定し、4月20日からは佐賀県による緊急事態措置の発表を受けまして、全ての町有施設の利用を禁止し、町内の蔓延防止対策を講じてまいりました。その後、39県への緊急事態宣言の解除と佐賀県及び佐賀県教育委員会からの方針を受けまして、5月14日から小・中学校を部活動も含めまして学校の再開、町管理施設につきましても段階的に町内在住者への利用制限を解除し、6月1日からは首都圏、関西圏、北海道と北九州市の両者を除きまして、県外の方の施設利用制限も解除したところでございます。

庁舎内の対処につきましては、庁舎内感染が拡大した場合を想定しまして、従来の業務継続計画に加えて、本年4月に本町独自の新型インフルエンザ等の感染症に特化した業務継続計画を策定しております。これによりまして、庁舎内の感染が拡大し、職員の人員が不足する状況下で業務の継続が困難になった場合の業務継続方法の明確化や、非常時優先業務の精査を行っております。また、職員が感染した場合、もしくは感染のおそれがある場合に職員がとるべき行動をマニュアル化しまして、休暇の取得方法や連絡、相談体制の確認を行ってまいりました。

役場内や町有施設の感染予防対策につきましては、3月13日に佐賀県内で初の新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受けまして、職員の出勤前の検温やマスク着用、行動履歴の記録を義務づけ、また庁舎内の換気の徹底や消毒液による清掃を義務づけたところでございます。また、総務省からの通知によりまして、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための出勤者の削減要請を受けまして、本町では4月22日から5月6日まで職員の年次有給休暇の推進を行いまして、また5月11日から5月17日までは土日の出務を可能としまして、出勤する職員の密度を下げる対策を行ったところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染レベルに応じた対応が求められることになりますが、今後も感染状況を見ながら、継続して適切な対策を講じていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

### 〇久原浩文税務課長

私のほうから、4点目の事業所の収入の急減に伴う町税の納税猶予と相談体制について答弁いたします。

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納付期限から1年間町税の徴収猶予を受けることができるようになりました。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の特例制度でございます。対象となる方は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間において事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、かつ一時に納付または納入を行うことが困難な納税者で、対象となる町税は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの税目が対象になります。この特例制度の周知につきましては、既に町ホームページにおいて制度の内容や申請手続などのお知らせを掲載しておりまして、また令和2年度の町税の課税確定により、6月15日に発送しました納税通知書に特例制度のお知らせを記載して周知を図っております。

なお、相談の際は、申請書にあわせて収入や預貯金の状況がわかる資料も提出していただくことになっておりますので、個人のプライバシー等を考慮し、個別に相談を行う体制をとっていくこととしております。

ただ、国民健康保険税については、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、国民健康保険税の減免に対する国の財政支援が打ち出され、本町でも国民健康保険税の減免に関する取扱基準を定め、国民健康保険税の減

免申請も受け付けることになり、相談者が多数来庁されることも想定されます。そのため、状況によっては住民課保険係と連携をとりながら、通常の窓口対応以外に別会場での相談体制を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

### 〇田島健一町長

5点目の人権に配慮した対応と啓発につきましては、私のほうから答弁をさせてい ただきます。

全国で新型コロナウイルスの感染者が相次いで確認されている中、感染者や治療に当たった医療関係者、そしてその家族に対する差別や誹謗中傷が社会問題となっております。本町におきましては、4月29日に初の感染者が確認されましたが、それ以前から町民の皆様に対しまして、ホームページやケーブルテレビで人権侵害につながることがないよう、国や県、そして町が提供している正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いし、広報紙5月号、6月号の中でも呼びかけをしております。また、町内発生後は、感染者の個人を特定することや誹謗中傷がないよう、町長メッセージとして防災行政無線放送とケーブルテレビで伝達させていただいたところでございます。

県内では、残念ながら感染者や医療従事者への差別的な行動や、感染者の自宅に石が投げられるなどの事例があったと聞き及んでおりますが、町長メッセージとして町民の皆様にお伝えしましたとおり、誰でもが感染の危機を抱える中において私たちがすべきことは、正しい知識を持って予防すること、正しい情報に基づき落ちついた行動をとることと考えております。

今後も、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを活用しながら、町民の皆様に的確な情報を提供し、あわせて人権への配慮を呼びかけていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

### 〇片渕栄二郎議長

これで総務常任委員会1人目の代表質問を終わります。重富邦夫議員。

### 〇重富邦夫議員

おはようございます。

2項目めの質問に対しまして、まずは質問者の交代を議長に申し出たいと思います。 許可願いたいと思いますけれども。ありがとうございます。

それでは、引き続き総務常任委員会を代表いたしまして質問に入りたいと思います。 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の拡大に関しまして、町民の生活不安 の解消に係る給付金などの経済支援や、その財源確保の対策、またこれからの事業の あり方とその影響などについて、主に4点質問を行いたいと思います。

国においては、第1次補正予算により国民1人当たり10万円の特別定額給付金が予算化されたところでありますけれども、その給付事務を担う市町村ではトラブルが多く発生している状況との報道もございます。また、国の対応や近隣の自治体の状況を

待つことなく、その地域の実情に合った経済対策や感染症対策はスピード感を持って 次々と打ち出されていく自治体も多くあったと、そういうふうな印象を持っておりま す。連日報道番組を拝見する中で、まさに住民の不安感を取り除くような首長の姿勢 が一番大事だったということがわかったような気がいたします。

本町においても、経済対策の財源の確保と事業の執行体制には尽力されているというふうに考えますけれども、白石町、町の実情というのは町長が一番理解をされておられる、中身を知っておられる、そのように思います。国や県の動向等々、そういうところを待つことなく、末端行政を担う自治体の責任と自覚を持って、今回の危機を乗り越えていかれるよう切に希望するところでございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

1つ目に、臨時定額給付金、これについては本町も5月下旬から申請書の受け付けを開始されたというふうに承知をしておりますけれども、その進捗状況について伺いたいと思います。また、この給付金については、世帯主単位の申請となっており、虐待とかDV被害者とか、申請に対してひとり暮らしの高齢者への対処など、確実に個人の皆様方に給付が行き届くように、また詐欺被害などに遭われないような啓発にどのように取り組まれてきたのか、その点をお伺いいたします。

次に、2点目の質問に入ります。

これまでも、感染症予防のための各種行事やイベントの多くが中止や延期をされているところであります。夏から秋にかけても多くの行事やイベントが予定されているところでありますが、これからどのような基準をもって判断をされていくのか伺います。

また、各地区においても会合や祭事の開催について、その判断と感染症対策については実際どうやったほうがいいんだろうか、開催したほうがいいんだろうか、どうすればいいんだろうかという悩みというものを抱えておられるようなんですよ。3密を避ける対策など、きめ細やかな周知が必要かと思われますが、町としてどのような伝達をしていくのか。感染症抑制のために人の足がとまり、さまざまな仕事が奪われ、作物の価格も暴落していく。この感染症対策と実際の経済対策、こういったところのバランスをどのようにとっていくのか、そういったところをお伺いしたいと思います。次に、3つ目の質問に入ります。

新聞などの報道では、各自治体においてその市町の実情に合った経済対策を実行され、これからも検討がされていくんだろうと、このように理解をしておりますが、これから1年程度は、何回となく経済対策を起こしていく必要も考えられるところです。しかしながら、事実どこの市町も財政状況というものは厳しいところがあるというのも理解をしておるところでありますが、本町においても億単位の財源を必要とする独自の経済対策を実行されるところですが、その財源の確保、その方策ですね。これは一番大切なところですね。何をするにも、結局のところは財源がなければ実行できないというところでございますから、その確保、方策についてお伺いしたいと思います。最後に、4つ目の質問ということで、町の町民の健康保持に係る感染症対策や、また経済対策を優先して取り組む必要性は議会側も重々承知をしております。しかしながら、当初予算で計上し説明されていた事業というのは必ず町長が実行されると、こ

ういうふうなことでしたから、議会側も理解をしていたからこそ、3月議会で議決を したところではあります。また、その内容についても、我々議員も地域住民への説明 というものもしてきたつもりでもございます。基盤整備などのハード事業、これから の時代に必要な事業、多少おくれることはあっても、ぜひともこれは必ずなし遂げて いただかなければならないことであって、これらについて簡単に先送りや取りやめ、 こういうところを検討されないように、まずはくぎを刺しておきたいと、このように 思っております。

それでは、4つ目の質問の本題に入りますが、本町においても今回の特別定額給付金の事務や経済対策に忙殺され、今年度予定していた計画の策定や各種事業の進捗がおくれているのではないか、このように危惧するところでございます。こういう状況とあわせて、住民生活に影響を及ぼすことがないのか。今後、どのような展開で行政運営をやっていくのか、以上、この4点に対して質問をいたします。

### 〇小池武敏企画財政課長

失礼をいたします。

まず、1点目の特別定額給付金の進捗状況についてお答えをさせていただきます。本町の特別定額給付金の進捗状況でございますが、給付対象世帯数が基準日の4月27日現在で7,717世帯となっておりまして、6月16日現在の申請済みの件数が7,553件、うちオンライン申請につきましては73件、郵送、相談窓口等の受け付けが7,480件となっております。また、6月12日現在での給付済みの件数につきましては7,485件、給付済み率が約97%という状況でございます。一日も早く確実に給付金をお届けできるようにということで、受け付け順に処理を行っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、DV被害者の方やひとり暮らしの高齢者の方などへの対応につきましては、5月18日から総合センターのホールにおきまして相談窓口及び相談ダイヤルを設置いたしまして、特別定額給付金の申請に関する支援が必要な皆様、DV、要支援の高齢者の方などを含めましての個別の相談にも対応をしてきております。

なお、個別の相談につきましては、例えば特別養護老人ホームに入居をされている 高齢者の方や、ひとり暮らしで要介護の方などの申請手続の御相談の対応では、施設 の職員の方やケアマネジャーの方などに連絡をとりながら、申請書提出についての支 援をお願いする場合や、またはその対象者の方の御親族に連絡をとっていただくなど、 対象者の方の状況に合わせた丁寧な対応を心がけて行っているところでございます。 また、ひとり暮らしの高齢者への申請方法や詐欺被害防止の周知につきましては、チ ラシを各世帯に配布することによりまして周知を図ってきたところでございます。 以上でございます。

#### 〇千布一夫総務課長

私のほうから、2点目の各種行事やイベントの中止、延期に係る判断基準と、地区 の各種会合などにおける感染予防対策の周知につきましてお答えいたします。

イベント等の中止や延期に係る判断基準につきましては、現段階では国より発表さ

れた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、また佐賀県の緊急事態宣言の 解除を受けての方針に準じて判断をしていくこととなります。イベントの開催方針に つきましては、新しい生活様式や業種ごとに策定されるガイドライン等に基づき、適 切な感染防止対策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等に ついて評価を行いながら、段階的に規模要件を緩和することとされております。その 際、屋内で開催されるイベント等につきましては、収容定員に対する参加人数の割合 を半分程度以内とすることとされております。イベントを開催する場合は、身体的距 離の確保やマスクの着用、手洗い、消毒などの適切な感染予防対策を講じることを前 提に実施することとなり、あくまで現在の感染状況での判断基準となりますが、県の 方針に準じまして、不特定多数が参加するイベントにつきましては、屋内であれば 100人以下で、かつ各施設の収容人員の半分以下の参加人数という条件をクリアでき るイベントは開催可能となります。屋外であれば200人以下、かつできるだけ2メー トル以上人と人との距離が確保できるイベントであれば開催可能と判断しております。 次に、地区の各種会合などにおける感染予防対策の周知についてでございますが、 地区の各種会合におきましても、新しい生活様式に基づいた適切な感染防止対策を講 じていただきたいと考えております。具体的には、身体的な距離の確保やマスクの着

います。 本町では、感染拡大防止のための新しい生活様式の実践例を示したチラシを全世帯 に配布しまして周知を行っているところでございますが、各地区での会合等におきま しても、新しい生活様式に基づいた感染予防対策をしっかり行っていただきたいと考

用、小まめな手洗い、また密閉、密集、密接の3密を避けていただくことなどでござ

私からは以上でございます。

### 〇田島健一町長

えております。

御質問の3点目と4点目につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。 まず、3点目の本町独自の経済対策に係る財源確保についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、本町独自の経済対策や感染予防対策など、さまざまな面においてこれまでにない緊急な財政需要が生じております。この重要な局面においても限られた財源を最大限に活用できるよう、財源の確保に努めてまいりたいというふうに思います。財源確保に当たりましては、国、県の補助等があるものにつきましてはできる限り活用してまいる方針でございますが、これまでに町独自の経済対策として今回追加提案させていただきました第三弾まで、総額3億849万9,000円の補正予算の財源には全額を基金の切り崩しで対応しております。これらのうち、国の経済対策であります地方創生臨時交付金の対象となるものについては、対象事業や金額が確定次第、財源更正を行いまして、基金を繰り戻してまいりたいというふうに考えております。

今後も、学校統合再編など、大きな財政需要を抱えている中にあって、基金の減少を可能な限り最小限にとどめないと、近い将来の財政運営が危惧されるところでございます。このようなことから、財源確保策として、今後催事などで中止となるもの、

また直接住民生活に与える影響が少ない事業や内部的な経費につきましては、来年度 以降への先送り、中・長期的な事業の見直しなどを行うことで、一般財源の捻出を図 っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第4点目、各種計画や事業進捗のおくれに伴う住民生活への影響についてでございます。

各都道府県が発表する新型コロナウイルスの感染者数は、増加に歯どめがかからない、かかりつつあるようにも見えますけれども、まだまだ予断を許さない状況であり、今後万が一第二波、第三波の感染が広がれば、公共事業のおくれや地域経済への影響など、さらに幅広い影響が出る可能性を否定できない状況であると考えております。そういう状況下において我々地方自治体は、住民にとっての優先順位を考慮しながら、新型コロナウイルスの影響による社会の環境変化への対応を意識した上で、各種計画、事業についての再検討を進めていく必要があると考えております。その中で、今年度に計画をいたしております町の最上位計画である総合計画の策定につきましては、新型コロナウイルスに伴う社会状況の変化を見据えた計画としていくためにも、現状分析などを踏まえて、時間をかけて議論を尽くすことが必要であると考えておりますので、新型コロナウイルスの収束時期が依然として見通せていない状況下におきましては、策定時期の延長も見据え、現在検討を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、経済対策の業務により職員に相当な負担がかかっているのも 事実でございます。しかしながら、地方自治体の業務につきましては、新型コロナウ イルスへの対応だけでなく、多岐にわたる各種事業、サービスがございますので、で きる限り住民サービスの質を落とさず、影響が出ないよう、町職員が一体となって、 また議員の皆さん方の御理解と御支援をいただきながら、この難局を乗り切っていき たいと考えているところでございます。

以上でございます。

### 〇片渕栄二郎議長

これで総務常任委員会の代表質問を終わります。 午前10時40分から再開します。 暫時休憩します。

> 10時17分 休憩 10時40分 再開

#### 〇片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次に、文教厚生常任委員会の代表質問を許します。吉岡英允議員。

#### 〇吉岡英允議員

文教厚生常任委員会を代表して質問をいたしたいと思います。

私からは、新型コロナウイルス感染症に係る町民の健康保持について、8つの質問を行います。

2月から5月にかけては新型コロナウイルス感染症が社会不安を巻き起こし、特に

基礎疾患を持つ方や高齢者、その家族を中心に、健康保持には特に注意を要することとなりました。また、子供たちは大事な学びの機会を失ってしまいました。これからは、私たち大人が模範を示し、子供たちを社会全体でフォローアップしていくべきであると考えております。本町におきましても万全の対策をお願いし、質問に入りたいと思います。

それでは、1番目に、連日テレビや新聞などを通じて新型コロナウイルス感染予防については報道されていましたが、一部誤った情報も拡散したところでございます。現在までの町民への感染予防意識の向上に向けた方策はどうされてきたのか。また、これから夏場に入り、熱中症発生も懸念されるので、今後の方針についてもお伺いをいたします。

2番目に、本町においてのマスク、消毒液の備蓄状況と、マスク不足により基礎疾患を持つ方などは大変不安を感じられた時期もあったと思いますが、その対応はどうされてきたのかをお伺いいたします。

3番目に、町内の医療機関や介護施設における感染予防の状況についてお伺いをいたします。

4番目に、町内の保育施設の状況と、保護者からどのような心配の声があり、どのように対処をされてきたのかをお伺いいたします。

5番目に、高齢者や基礎疾患を持つ方々を中心として、医療機関の定期受診をためらうことがなかったのか、また幼児の予防接種に支障はなかったのか、これから実施される住民健診の対策についてお伺いをいたします。

6番目に、高齢者向けのサロンや介護予防事業への影響はなかったのか。また、老人クラブの活動についてはどのようなアドバイスを行ってきたのかをお伺いいたします。

7番目に、行動自粛に伴って、ひとり暮らしの高齢者を中心に心身への影響も大きかったと思われます。お世話をしてくださる方々などからどのような相談があり、対処されてきたのか、お伺いをいたします。

8番目に、障がいを持つ方は、健常者と比べ物にならないくらい感染への不安と、 仕事を含め生活の不安は大きかったことと思われます。特に、視覚や聴覚の障がいを 持つ方へはどのように感染予防などの周知に努めてきたのかをお伺いいたします。

以上、1項目め、新型コロナウイルス感染症に係る町民への健康保持についての質問でございます。答弁は、町民の皆様もよくわかるようにお願いいたします。

#### 〇田島健一町長

吉岡議員の1点目の町民の予防意識の方策について、私のほうから答弁をさせてい ただきます。

本町の感染予防の取り組みとして、2月20日に九州初の感染者が確認された後、すぐに手洗いやせきエチケットなどの日常生活で気をつけること、受診の目安や相談先などを記載いたしました感染予防のチラシを全戸に配布し、またケーブルテレビ等も活用し、周知をしたところでございます。その後も、3密の回避や不要不急の外出自粛など、広報「白石」やホームページ、全戸配布のチラシ等で情報発信をいたしてお

ります。また、本町で陽性者が確認された後は、ケーブルテレビ放送や防災行政無線 放送等で速やかに感染予防のメッセージ等も発信しております。緊急事態宣言が解除 された現在は、感染拡大を予防する新しい生活様式を日常生活に取り入れていただく ために、その実践例のチラシも全戸に配布させていただいております。

今後も、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、小まめな手洗いなど、基本的な感染対策の継続が必要でございます。また、これからの時期は熱中症に対する対策も大切になります。エアコンを活用しながら、小まめな換気や、屋外では人との距離が十分とれればマスクを外すなど、今までの熱中症予防対策に加え、感染症対策もあわせて実施をしていただくことが必要になります。

環境省と厚生労働省が示した新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントの チラシを全戸に配布し、またケーブルテレビ放送でも周知をさせていただいていると ころでございます。

先ほどから申しておりますケーブルテレビ放送では、新型コロナウイルス感染症の 感染予防に関した情報を継続して放映しているところでございます。町民の皆様には 引き続き感染症に対する予防意識を持っていただきますように、国や佐賀県の感染状 況や基本方針などを踏まえ、いろいろな媒体を活用しながら情報を提供していきたい と考えております。

本町におきましては、5月5日以降、再陽性の方がおられたものの、現在は新たな 感染者は確認されていない状況でございます。日々感染症対策に努めながら従事され ている医療従事者や介護従事者の皆様を初め、保育所等、多くの従事者の皆様に改め て感謝を申し上げるところでございます。

私からは以上でございます。

### 〇坂本博樹保健福祉課長

私のほうから、2点目のマスク等の備蓄状況等についてお答えをいたします。

まず、マスクにつきましては、当初6万4,000枚の備蓄をいたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして全国的にマスク不足の状況となった中で、3月中旬以降、内部障がいをお持ちの身体障がい者の方、基礎疾患をお持ちの方になります。高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育園等の児童福祉施設、あと学童保育支援員、町内の医療機関、またコミュニティタクシー運行業者等に提供いたしまして、また妊婦の方や指定難病等の方につきましても随時この備蓄マスクの提供をいたして、全体で約4万5,000枚の提供をいたしているところでございます。その間もマスク不足が続く中で、町内にあります企業のチャイルド佐賀様、IMKコーポレーション様、また白石町の建設業組合様、そして町民の方々から布製のマスクや不織布のマスク、また手づくりのマスク合わせて約1万5,000枚を寄贈していただきまして、そのマスクにつきましては小・中学校の児童・生徒や保育園等の年長児に、また先ほど申しました提供先にも配布をさせていただいたところでございます。寄贈していただきました皆様には、改めて感謝を申し上げるところでございます。

現在の状況といたしましては、庁舎等での感染防止対策や、大雨等の自然災害時の 避難所対応として活用するため、寄贈いただいた分を含めて約3万枚の備蓄をしてお りますけれども、今後の感染状況や避難所対応等の状況を見ながら、また更新も行いながら備蓄マスクの有効活用を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほかの備蓄品としては、手や指の消毒剤、防護服、使い捨て手袋、体温計等を備蓄いたしておるところでございますけども、その中には年数がたっているものもあるため、更新も必要でございます。国においては、感染拡大防止のための新しい生活様式の具体的な実践例として、マスクの着用、せきエチケット、手洗い等も示しております。また、今後は長期にわたった感染予防が必要になってくると思いますので、備蓄品の計画的な管理に一層努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の町内の医療機関等の状況についてでございます。

まず、医療機関につきましては、厚生労働省より都道府県や医師会を通じて、感染症対策の指針等の情報提供が行われているところでございます。特に医療従事者には、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指の消毒を遵守するなど、標準予防策の徹底が示されているところでございます。これらの指針等に基づき、マスク着用を含むせきエチケットや手洗い、消毒の徹底、健康管理や標準予防策の徹底など、感染症対策がとられているところでございます。外来診療に関しましては、発熱等の症状のある受診者にはまず電話で相談を受けるよう、また院内に入らず入り口のインターホンで知らせることなどを病院の玄関入り口に表示したり、病院の外に設置したテントで診療をされた医療機関もございます。ほかにも、来院される方には病院入り口玄関前のテントで検温や問診を受けてから入館させたり、新たに電話での診療を始められた医療機関もございます。院内に入る際は、必ずマスクを着用することも求められております。さらに、入院患者への面会制限などの対応もとられておりまして、院内感染が発生しないよう十分な感染症対策がとられているものと考えているところでございます。

3点目については、私のほうからは以上でございます。

#### 〇武富 健長寿社会課長

私のほうからは、3点目の介護施設についての状況について答弁させていただきます。

介護施設が提供いたします各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであります。十分な感染防止対策を前提といたしまして、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であるということから、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応についてなどの国からの事務連絡によりまして、マスクの着用を含むせきエチケットや手洗い、アルコール消毒などの徹底、職員は出勤前に体温を計測し、発熱の症状が見られる場合は出勤を行わないことの徹底、感染経路の遮断という観点から、可能な限り、緊急、やむを得ない場合を除き面会を制限することなどが示されております。また、サービス提供に当たりまして、密閉、密集、密接、3つの密を避けるため、同じ時間帯、同じ場所での実施人数の削減、利用者同士の距離の確保、せきエチケットに準じたマスクの着用、

定期的な換気、清掃の徹底、手すりなどの共有物の消毒、職員、利用者の手や指の消毒の徹底が示されているところでございます。

町内の介護施設では、この国の事務連絡に基づきまして、マスクの着用、利用者や職員の検温、手や指の消毒の実施、入所者への面会制限のほか、通勤などで他県へ移動されている家族や、他県から帰省されている家族がいる利用者のサービス利用を14日間自粛していただくなど、適切な感染防止対策をとられております。また、4月29日に町内で陽性者が確認されたため、通所サービスを10日間から2週間休止し、感染拡大防止対策をとられた事業所もあったというような状況になっております。

以上でございます。

### 〇坂本博樹保健福祉課長

4点目の保育施設の状況等について、私のほうからお答えをいたします。

保育所につきましては、保護者が働いておりまして家に1人でいることができない 未就学児が利用していることから、国は感染の予防に留意した上で原則開所との方針 を示しております。本町におきましては、国の方針を踏まえ、子供たちの安全や保護 者の安心の観点から原則開所といたしたところでございます。

保育所の開所に当たりましては、各園において登園前の園児や職員の体温チェック管理、手洗いやうがい、室内の定期的な換気、保育室等の消毒の徹底、職員等のマスクの着用、また園の各種行事の縮小や中止など、感染症拡大防止に取り組んでいただいているところでございます。しかしながら、全国的な感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大をされまして、本町におきましては4月21日から5月10日までの間、御家庭での保育が可能な日は登園自粛という協力要請を行い、その期間を通して約66%の保護者の皆様に登園自粛の御協力をいただいたところでございます。そういった中で保護者の声としては、どの時点で休園になるのか、園児や職員が要請等で休園になると、子供を見る人がいなくて困るといった、そういった声が各園にあったようでございます。しかしながら、特に問題や混乱はなかったというふうに聞いております。

なお、登園自粛要請から緊急事態宣言解除までの期間でお休みされた園児につきましては、保育料及び給食の副食費を日割り計算で返金することといたしているところでございます。

各園には、今後も感染予防のため、室内での換気、手洗い、消毒等の徹底、職員や 園児の体調管理の徹底、マスクの着用、せきエチケットなどに努めていただくようお 願いしていきたいと考えているところでございます。

次に、5点目に医療機関での受診等についてでございます。

医療機関への受診につきましては、新型コロナウイルス感染症に不安を感じ、受診を控えている方もおられる、受診される方が少なくなったといった、町内の医療機関の医師からはそういったお声も聞いておるところでございます。受診が必要な方については、かかりつけの医療機関で定期的に受診を行うよう伝えていきたいというふうに思っております。

幼児の予防接種につきましては、かかりつけの医療機関で実施される方が多いため、

医師と十分に相談し、院内の感染症対策を講じて実施をされております。例えば、予防接種を受ける幼児とその保護者が病気の診療目的で来院した患者と接触しないよう、場所や時間帯を分けるなどの対応をされている医療機関もございます。また、初めて予防接種を受ける保護者で心配される方については、医師と連携しながら必要性を説明して、予防接種を受けていただくよう伝えているところでございます。

次に、住民健診についてでございますが、例年7月上旬と10月下旬に実施しておりますが、今回委託機関と協議いたしまして、7月上旬の健診を延期しまして、10月、12月、2月に実施する予定としております。本町の住民健診は集団健診を主体に行っておりまして、例年会場内は混雑をいたしております。このため、今年度は感染のリスク、特に3密を避けるため、健診は予約制といたしまして、会場内の人数を制限して実施したいと考えているところでございます。今後、感染状況によっては集団健診を中止する可能性もありますから、町民の皆様には医療機関での個別健診、あと健診センター等での毎日健診、これらの健診を利用して、早目の健診をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

なお、今後の実施時期につきましては、先ほど7月を延期して10月以降を予定していると申しましたけれども、現在、緊急事態宣言も解除をされておりますので、感染状況等を十分勘案し、また委託機関とも協議をしながら、できるだけ早い時期の対応ができるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

## 〇武富 健長寿社会課長

6点目のサロン、介護予防事業、老人クラブ活動についてでございます。

まず、健康体操サロンについてでございますが、町内全28サロンの代表者に3月か らの活動を休止いただくよう要請を行いまして、5月末まで休止をしていただいてお ります。その間、家庭で介護予防体操をしていただくため、健康体操チラシの全戸配 布を行っております。その後、緊急事態宣言が段階的に解除されましたので、今月1 日に代表者連絡会を開催いたしまして、今後の活動再開に向けて感染予防対策につい て注意点の説明を行い、準備が整い次第、順次再開していただくということにしてお ります。事業者に委託し実施しております医療職専門職による介護予防教室につきま しては、感染予防に十分注意しながら授業を継続していただいております。一部事業 所につきましては、感染予防の観点から一定期間休止されたケースもございました。 社会福祉協議会に委託し実施しております生きがいデイサービスにつきましては、4 月から休止をしておりましたが、感染予防の対策が整ったと判断いたしまして、5月 26日から再開をしております。老人クラブ活動につきましては、4月15日付で白石町 老人クラブ連合会の会長宛てで活動の自粛要請を行いまして、各支部や会員老人クラ ブに対し周知していただきました。その後、緊急事態宣言が解除され、各種活動が段 階的に再開されることを踏まえまして、この時期での活動実施の必要性を再度検討い ただきまして、やむなく実施される場合については、感染予防について十分留意いた だき実施いただくよう、5月28日に開催されました町老連の役員会で説明を行ったと ころでございます。

7点目のひとり暮らし高齢者への影響についてでございます。

新型コロナウイルス感染予防のため行動を自粛することで、ひとり暮らし高齢者の方は今まで以上に人との交流機会が減少しております。地域包括支援センターで担当しております要支援のひとり暮らしの高齢者の方々は、楽しみにしていた健康体操サロンの中止に伴い、人と会えなくなった、県外に住む子供の帰省ができなくなった、持病があるのでデイサービス利用を控えているなど、ひとり暮らし高齢者を取り巻く状況も変わってきております。行動を自粛することは、活動の低下による健康への影響、いわゆるフレイルの進行や精神的なストレス、また認知症の悪化につながります。そこで、町ではフレイル対策として自宅でできる健康体操について、先ほど申しましたように、全世帯へチラシを配布し、フレイル対策の普及啓発を行っております。また、要支援者につきましては、個別に担当ケアマネジャーが電話で話を聞き、必要があれば自宅訪問を行い、精神面への支援を行っているところでございます。今後も感染が長引けば、ますますひとり暮らし高齢者の方への影響は心身両面にわたり大きくなると思われます。医療、介護関係者との連携をとりながら、高齢者の健康保持に対応していきたいと考えているところでございます。

8点目の視覚、聴覚に障がいのある方への周知と対応についてでございます。

視覚、聴覚に障がいのある方は、その障がい特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、国から事務連絡で、情報コミュニケーション支援を必要とする障がい者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮についてということで出されております。その中で、視覚に障がいのある方については、相談に関する電話番号などの連絡先の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供、聴覚に障がいのある方については、電話による相談ができない方もいらっしゃるということから、電話以外にファクス番号、メールアドレスの周知や字幕映像の提供などが配慮すべき事項として示されております。このことから、本町でも帰国者・接触者相談センター、佐賀県コールセンター一般電話相談窓口などのファクス番号を町のホームページで周知しております。また、来庁者へは筆談や携帯補聴器を用いるなど、配慮をした対応を行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

### 〇片渕栄二郎議長

これで文教厚生常任委員会1人目の代表質問を終わります。中村秀子議員。

#### 〇中村秀子議員

文教厚生常任委員会、2人目ですけれども、学校教育に係る問題について質問をいたします。

新型コロナウイルスの拡大は、3月から2箇月以上の休校が続きました。とりわけ卒業式等の年度末の大切な幾つかの儀式を中止せざるを得ない状況は、当該の子供たち、保護者の皆様、そして真摯に教育に向き合ってきた職員の皆様に大きな喪失感を生みました。また、4月以降の新学期は、期待に胸を膨らませて入学した子供たちにとって、長期にわたる休校が生活面でも学習面でも大きな影響を及ぼしております。

また、今後の第二波、第三波を想定しておく必要もございます。学校教育関係について、次の5項目について質問を行います。

まず1点目、小・中学校の休校に伴う児童・生徒への対応はどのように行われたのでしょうか。また、保護者への支援についてはどうでしょうか。特に新入学の子供たちにとっては、始まった途端の休校で不安が大きかったのではないかと思います。また、中学生にとっては、部活動への期待と不安も大きかったと思います。たくさんの中学生が学校再開後の部活動に備えてトレーニングをしている姿を町内で見かけました。保護者にとっても、休業中の宿題や生活をどのように指導監督したらいいのか、戸惑いも大きかったと思います。また、孫の見守りを任された祖父母の方々は、昔とは宿題の指導が変わっており、大変悩まれておりました。保護者用の学習指導についての支援も必要ではないかと思ったところです。また、先生方も密集を避ける在宅勤務があったようですけれども、その勤務の取り扱いはどのような形でなされていたのでしょうか。回答をお願いします。

次に、2点目ですが、休業が長期に及びました。これを取り戻すのは、たやすいことではないと思います。学校教育で、子供の成長は各教科の学習ばかりではなく、生徒会活動や体育祭や文化発表会など、たくさんの行事の中で自分の存在を発揮し、友達と共有、協力しながらものをなし遂げていくときに自分の存在を確認し、力を発揮し、成長していくという面が大きいと感じております。今年度は、新学習指導要領が実施されなければならない大事な年でもあります。長期の休暇による学習のおくれを解消するために、どのような対策をとられるのか。また、そのために中止になる行事についてはどのように配慮し、精選をしていくのか。また、夏休みの短縮が発表されておりますけれども、夏休み等をどのように活用するのか、お尋ねしたいと思います。

3番目の質問ですが、県内の市町の学校や県立学校ではオンライン授業を施行させ、成果を上げている学校もあります。私の友人の大学の教授も、オンライン授業をしなければならなくなったと言って、初めて取り組んで、今ではすっかりなれたと言っておりました。そして、オンラインのよさをつくづく感じている模様でした。何度も再生できて、学生が何回もそれを見ることができる、忘れたことも何だったかなって確認することができるし、違う授業でまたそれを活用できるということはいい点だということを話しておりました。国においても、全ての児童・生徒が学校でICTを活用する環境が必要と指摘し、自治体に早期整備を求めるとの通知を出したと報道があります。3密対策のためにも、離れたところから意思の疎通ができるICTの利点は、行政も教育現場においても早急に活用すべきであります。企業では、収束後もテレワークを継続する会社も相当な数であると報道されております。コロナ前とコロナ後では、新しい生活様式が必要であります。今後の第二波、第三波の感染が発生したときの準備は当然必要なことであり、今のうちに早急な対応が求められると思いますが、本町のオンライン教育、オンライン授業等への取り組みについての支援についてお尋ねをしたいと思います。

次に、4番目ですが、新しい生活様式では、密閉空間、密集、密接を避ける、いわゆる3密を避けるということが求められています。十分な対策をとっておられたにもかかわらず、北九州では学校での感染も広がっております。子供たちの登下校の様子

を見ていると、ずっと間隔をとって生活することは難しいなということを実感しているところです。低学年の新入生の子供は歩くのが遅いので、上級生がどうしても手を引いて登校させていたり、密集になったり、早く来んねと言って、その様子を見ると、難しいなというところを実感したところです。ずっと間隔をとって生活をするというのが、先生方の目の前ではできるにしても、目が離れたところ、休み時間だとか登下校、そういうところでは難しいなと思います。学校において、その対策をどのように具体化されているのか、また教職員がウイルスを持ち込まないための予防策について、どのように進められていくのかお伺いいたします。

5番目ですが、感染症の拡大は、町民に大きな不安を与えています。感染して病気による痛みや苦痛もさることながら、他人からの差別や偏見がつらく、いたたまれなくなることは容易に想像できます。安心して病気になれる地域社会でありたいと思うところです。感染症の怖さとともに、誰でもかかる可能性があり、休校措置にしても誰かを悪者にしない教育が必要であります。このような意識の醸成についてどのように指導がなされるのか、またこのことは子供たちばかりではなく、一般住民の方にも必要であると思いますので、社会教育の面での施策についてもお尋ねしたいところです。また、休校の長期化により、不登校の子供たちも増加が懸念されるところです。このような不登校対策について、その対応をお尋ねいたします。

最後に、町長に答弁をお願いいたしますが、民間企業の多くはコロナ渦に対応するため、社員それぞれにタブレット端末を与えてリアルタイムに情報共有を行い、どこにいても会議ができるような仕組みを構築されております。また、自治体においても、ICT環境を整備され、危機管理やテレワークなどに努めている団体は多く、子供から老人、働く方々まで、タブレット端末を携帯することが今や常識となる時代であります。第二波、第三波への備えからも、ICT環境整備については喫緊の課題として取り組む必要があると思います。私どもでもいろんなソフトを使ってウエブ会議を行っておりますけれども、庁舎の中でも遠隔会議だとか、災害があったときにもそういうふうなことは役立つし、一々集まらなくてもいいという面でも効果があると思います。学校でも、ウエブ授業を進めろうとしても、町としての姿勢が、町としてのICT環境をどのように整えていくか、大変なお金もかかることですし、難しい点は重々わかっておりますけれども、二波、第三波を考えたときにはいち早く手を打って準備するべき問題じゃないかと思いますので、この点については環境整備ですので、町長、お答えをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

#### 〇北村喜久次教育長

中村議員のほうから、学校教育関係について5項目の質問をいただきました。それ ぞれの項目ごとに順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、1点目の小・中学校の休校に伴う対応と保護者への支援策についてです。

学習については、課題プリントやドリル、読書など、各学校が工夫してさまざまな課題を出しています。小学校1年生にとっては初めての宿題であったかもしれませんが、子供たちが楽しめるよう、ゲーム的な内容や塗り絵などの工夫もしていただきま

した。保護者に対しては、解答を準備して、子供たち自身で、または保護者による答え合わせを依頼しております。それについての保護者からの御意見等は、おおむね肯定的と受け取っております。

臨時休業中の部活動は中止になりましたけれども、事前に顧問のほうから活動の内容に応じて自分でできるトレーニング方法、スケジュールなどの指示を出し、子供たちが戸惑うことがないよう、適切に対応していただきました。

生活面については、マスク着用や手洗い、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事、毎朝の検温などを指導しております。

職員については、出勤する職員数を可能な限り調整し、今回初めての試みでしたけれども、在宅勤務を実施することで、出勤者の5割程度を削減いたしました。在宅勤務というのは、自宅への出張という形になっております。在宅勤務では、教材を作成したり、あるいは課題等の作成を行い、事後に校長による作成物、つまり成果物の確認を行っています。職員が自分の子供さんの面倒を見る場合は、年次休暇で対応しております。そのほか、公共交通機関での通勤の変更が困難な者、それから福岡県の居住者、あるいは同居者が福岡県の勤務あるいは通学者は、勤務をしない。それから、不要不急の外出や県を越える移動をしないように指導しております。

続いて、2点目の休校の長期化に伴う教育現場への影響と対策についてお答えをいたします。

4月21日から5月13日までの臨時休校で、実質13日間の授業日が減っております。この分の学習のおくれの解消と学習内容の確実な定着を図るために、既に御承知かと思いますけど、今年度に限り夏休みを7月30日から8月23日まで短縮し、授業日を確保いたしました。この間、7月29日の終業式並びに8月24日の始業式以外は、給食も提供する計画でおります。また、各学校の工夫によりまして、学期中に土曜開校日を設定したり、夏季休業中に登校日を設定したりすることによって学習時間を確保し、その結果、学習指導要領への対応もできると考えております。

なお、今後の状況によっては、冬休みを短縮するということも考えております。 行事の見直しについては、まず安全面を第一に考え、児童、保護者、地域の方々の

行事の見直しについては、ます女全面を第一に考え、児童、保護者、地域の方々の3密状態を避けることが難しい行事は中止にしております。一例として挙げますと、中学2年生で実施をしておりますキャリアスタートウイーク、職場体験学習ですが、これは3密の回避並びに受け入れ先への配慮、この点は当然のことですけれども、授業時数の確保のためにも中止としているところです。また、運動会や体育大会、修学旅行などの教育効果が特に高い行事については、今後の状況によりますが、延期も含め、安全面を十分に考えながら、現在のところ実施する方向で進めております。

子供たちが精いっぱい活動できる場を可能な限り保障することも、こういった学校 行事の調整の大きな判断の要素と考えております。

続きまして、3点目のオンライン授業への取り組み、姿勢についてです。

新型コロナ感染症対策による学校の臨時休校に際し、全国的にオンライン授業など、インターネット通信を利用した学習が話題になっています。本町のパソコン整備は、学校統合再編による補助金の返還が生じる可能性の高い国庫補助は利用せずに、更新計画を進めることとしております。ただし、オンライン授業の必要性は十分認識して

おりますし、そのための情報収集も行っておるところです。具体的には、町内の小・中学生のいる御家庭を対象に、家庭のインターネット通信環境調査を実施しました。まだ集計中ですけど、オンライン学習の通信環境がある世帯が約87%、オンライン学習に利用できる端末がある世帯は60%弱という状況であります。したがって約36%の児童・生徒が、現在のところオンライン学習ができない状況にあります。最終集計が終わりましたら、更新計画の見直しや新たな施策の検討も必要になってくると思われます。しかしながら、現在学校現場は臨時休業による授業時数の確保がまず喫緊の課題であり、財政的にはもちろんですけど、現場の負担を考えますと、物質的、人的な環境整備が整わない中でのICT活用は慎重にならざるを得ません。他市町の情勢も気になるところではありますが、学校統合再編を控えた本町は他市町とも少し状況が異なっておりますので、学校現場としっかりと連携をとりながら、パソコンの整備を進めてまいりたいと思っておるところです。

引き続いて、4点目です。

学校現場における3密対策と教職員への感染予防対策について御質問をいただきました。

教室においては、教室の広さや児童・生徒数に応じて、なるべく1メートル以上の 間隔で机を配置しています。ただ、人数が多いクラスは、特別教室などの広いスペー スの教室を利用したり、クラスを分けて2つの教室で指導を行ったりしております。 教室の窓を開放し、廊下の窓を全て取り払っている学校もあります。夏場においてエ アコンを使用する場合は、定期的に換気するなど、密閉を回避する計画であります。 また、休み時間には、うがいや手洗いの呼びかけの放送をしたり、廊下や教室にソー シャルディスタンスの目安となるよう、ビニールテープで位置の印をつけたりするな どの工夫も行っております。さらに学習では、2人で行うペア学習やグループ学習な ど、近距離や対面での学習活動については当面控えております。多くの児童・生徒が 触れる場所や物品等は、小まめに拭き上げによる消毒を行っております。教職員への 感染予防対策については、マスク着用や手洗いやせきエチケットの徹底はもちろんの こと、朝の検温を行い、風邪症状の有無等を確認し、風邪症状が見られるときは、た とえ軽い症状であっても出勤を控えるようにしております。教職員が感染予防対策を 率先して実践することで、児童・生徒の模範となるよう周知をしているところです。 また、必要に応じまして、研修や会議の中止や延期、会議場所や参加人数、伝達方法 を考慮するなど、教職員に対する感染予防を進めております。

続いて、最後になりますが、5点目です。

感染症の拡大による不安と、休校の長期化の影響に伴う子供への心身への影響についてお答えをいたします。

教育活動においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、偏見や差別が生じないよう、発達段階に応じた指導を道徳や学級指導の時間を中心に行っております。それ以外にも、教育相談期間の設定、人権、同和教育の講話、お互いを認め合う仲間づくりの体験活動など、あわせて学校だよりを通じての周知などで、各学校が積極的に取り組んでおります。現在、感染に関する差別やいじめなどの報告は、おかげさまで上がっておりません。また、幸いなことに、長期休暇による不登校

者の増加は報告があっておりません。今後も十分留意して、児童・生徒の心に訴える 授業の充実を指導してまいります。

また、申すまでもないことですけれども、新型コロナウイルス感染症に関して、感 染した方や治療に当たった医療機関関係者及びその家族、感染の拡大している地域か ら帰国された方、外国人の方等に対して、誤った知識や不確かな情報により不当な差 別や偏見、いじめ等があってはなりません。本町では住民の皆様へ、4月29日から田 島町長のメッセージとして、防災行政無線放送やケーブルワンの行政放送、ホームペ ージ等により新型コロナウイルス感染症の影響による誹謗中傷がないよう、人権に配 慮した冷静な行動を行っていただくよう呼びかけを行っております。先日の定例の駐 在員会においても、日本赤十字社の啓発動画、「ウイルスの次にやってくるもの」と いうものを視聴していただきました。避難や差別は、恐怖への過剰な自己防衛反応で ある、恐怖に振り回されず、賢く知り、正しく恐れるという内容で、中身のある動画 だったと思っております。また、本町では、例年各種団体に、人権問題に関する正し い知識と認識を深め、不確かな情報に惑わされて差別や偏見などの人権侵害につなが ることがないよう、人権講演や人権フェスティバルを開催し、人権教育の浸透を図っ ております。今回の新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、いつまでも、どこで も差別のない暖かな触れ合いのまちづくりを目指し、社会教育の場に限らず、関係各 課連携しながら、しっかりと啓発を行ってまいります。

以上でお答えを終わります。

### 〇田島健一町長

最後に私のほうから、6点目のICT環境整備についてお答えをいたします。

本町におきましては、平成22年度に国の補助金などを活用いたしまして、白石町情報基盤整備事業にてケーブルテレビの整備をいたしました。それにより、町内においてケーブルテレビを利用した情報伝達とあわせて、どの世帯からでも高速で安定的なインターネットが利用できるように情報通信基盤の整備が完了したところでございます。しかしながら、現在では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県内外の企業等におきましてICTを活用したテレワークや在宅勤務、オンライン会議が実施されており、より高速なインターネット環境への需要が高くなっているものと認識をいたしております。本町におきましても、住民や企業等からのニーズに対応した社会インフラとして、超高速な次世代の情報通信基盤の整備を今後も研究していかなければならないというふうに感じているところでございます。

私からは以上でございます。

### 〇片渕栄二郎議長

これで文教厚生常任委員会の代表質問を終わります。暫時休憩します。

午後1時15分から再開します。

11時36分 休憩 13時15分 再開

#### 〇片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次に、産業建設常任委員会の代表質問を許します。川崎一平議員。

#### 〇川崎一平議員

産業建設常任委員会を代表しまして、質問をしたいと思います。

まず初めに、今回新型コロナウイルスにおいて第一線の医療機関、また関係機関で 御尽力をいただいた方々に感謝を申し上げますとともに、感染された皆様へのお見舞 いと、またお亡くなりになられた方への御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、委員会を代表して質問をしていきたいと思います。 大きく5項目通告をしておりますけれども、まず第一に、今回新型コロナウイルス 感染拡大に伴いまして、この白石町も甚大なる影響を受けております。そこで、影響 を受けましたいろんな産業、我々産業建設常任委員会が所管しております産業につい て、どのような声を町長は聞かれて、もちろん日ごろからいろいろ声を聞かれている と思います。そういった悲痛な声をどう聞かれて、またそれをどのように感じられて いるのかというところを1点目として質問したいと思います。

次に、先ほども申し上げましたように、国からの要請において外食産業や冠婚葬祭、 また時期的に歓送迎会等、いろいろなイベント、行事が中止になっております。そこ で、その場で通常使用されるであろう農産物、これは学校休業要請も含めて学校給食 等で使われます農産物など、価格の低迷、消費の低迷、さまざまな悪影響がこの白石 町の農家にもマイナスの要因を与えているというふうに、議員はじめ、執行部の皆さ んも御承知のとおりかと思っております。その点を踏まえて、白石町の特産であるタ マネギの価格の大幅な下落、これは東京オリンピックの延期を境にさまざまな休業要 請等々が国から指示されてきました。それによって外国からの旅行者、インバウンド のお客様、この方々もほぼゼロに近くなるような形で、当初数十万人を見込まれてい たような来客がなくなって、もちろん外食産業も休業要請をされて、学校の休業要請 による学校給食の中止などを踏まえて、大量消費という部分で農産物の消費が伸び悩 んでおりました。これはタマネギだけに限らず、白石町内でいうと花、花きの部門に おいても冠婚葬祭やその他イベント、またほかに、先ほど申し上げたような歓送迎会、 花が使われる、需要の場であるところがなくなっていくというような形で、白石町内 の花き農家の方々にも多大なる影響が出ております。もう一つ、畜産、肉用牛と申し まして、畜産のほうも外食で焼き肉を食べる機会がなくなり、外でバーベキューをす るときに使う肉の需要が減り、そういったことで畜産に関しても白石町内は大きな影 響が出ております。この点、もちろん国も県も農業に関して手厚い支援をどんどん構 築されて、影響を受けた農業者への負担軽減ということでいろいろな政策を打ち出し ていただいております。

こういった中で、白石町としても何かしらの形でスピード感を持った政策、こういったものを打ち立てていただきたいという願いもあります。ここでお話をしておきたいのは、農家の実情としては、去年の8月からタマネギに関しては苗床をつくり、種を植え、1日に2回、3回と水をやって苗をつくった後に、寒い時期に入りますと、

それを圃場に定植、移植といいますけれども、圃場に移植をしまして、やっと収穫を迎えた段階で、当初、極早生と呼ばれる部分は価格も例年並みでよかったと思いますが、その後コロナが世界的にパンデミックを起こし、いろいろな分野で休業要請、自粛要請がかかる中でどんどんと価格が低迷していきまして、過去に例を見ないほどの価格の下落があったんではないかというふうに思っております。これは、農家さんとしては先立って経費を既に使っておられて、これから支払った分の経費を取り戻そうという段階で、入ってくるべきお金が想定外に少ないということで、来年の作付をどうしようかなと悩んでいらっしゃる方が本当に多いと思います。

こういった中で、いろいろ国や県も考えてらっしゃるとは思いますけれども、町も独自に、お金を出すばかりがいいかというと、そうではないんですよ。お金を出すというのは、あくまで場当たり的、その場だけのしのぎにしかなりません。今後、こういった価格低迷などが起こっても揺るがない、人と大地が潤い、輝く豊穣の町というのがふさわしいような白石町となるように、いろんな分野での御助言、御努力をお願いしたいというふうに私を初め思っております。その辺、スピード感を持って、ほかの業務もいろいろ忙しい中ではありますけれども、何かしら施策を一緒に考えていって、白石町がまた来年しっかりと種をまいて、産地として揺るがないように支援をしていけるように、力を合わせて努力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、今2点目と3点目をまとめた形でお話を差し上げましたけれども、これに関 しても答弁のほうはまとめてもらっても構いません。

5項目の中の次、4点目に入ります。

佐賀県の休業要請によって、白石町にあります、去年の6月にオープンいたしました道の駅しろいし、おかげさまをもって順調な経営がなされております。こういった中で休業要請がかかると、お客様があっても店を閉じるしかないというような状況で、苦慮されたものと思っております。そういった中で、白石町の道の駅に商品として農産物を出荷していらっしゃる出荷者の方々、こういった方々にどういった影響があったのかと。こういった出荷者の方々からいただいた問題、聞かれた問題などありましたら、御答弁をいただきたいというふうに思います。

時間の関係もございますけれども、最後になります。

これからの話ですね、これは。ふるさと納税のPRをさらに拡充して、ふるさと納税で御協力いただいた納税者の皆様からのお金を、そういう返礼品として扱われている農産物、その辺をつくっていただいている農業者の方へ還元、ふるさと納税でいただいた税金を還元する仕組みをつくることによって農業振興の財源確保、これは前回重富議員も申されておりましたように、財源というのには限りがあると思っております。この限りある財源を今度はいかにして確保していくかという考えも、あわせて持っていかなければいけないというふうに思っております。また、この財源をしっかりと使っていくことも大事であるというのを、ひとつお考えをお聞かせ願えればなというふうに思いますけれども。

### 〇田島健一町長

川﨑議員の御質問の中で1番目に、町長はどのようにこの実態を把握され、どのよ

うな声を聞き、感じておられるかということでございましたので、このことについて 答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、農業者の方々におかれましては大変厳しい状況であることを感じております。まず、タマネギ生産者の方でございますけれども、もともと豊作で安目だったところに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令によりまして飲食店の休業や学校給食などの業務需要が全国的に中止となりまして、さらに本年度は家庭消費に向かない大玉の生産が多く、販売単価が下落いたしました。4月下旬には例年のほぼ半値、その後も値が下がり、キロ30円から40円台と異例の安値となって、採算がとれず、タマネギをすき込まれている圃場を目にしたところでもございます。苦境に立たされているタマネギ農家の生の声を、佐賀県のほうにも私は出向いて伝えております。何らかの支援ができないか、ずっとお願い申してまいりました。このような状況の中で、皆さんも御承知のとおり、18年ぶりに緊急需給調整が発動されました。タマネギ生産者の方々におかれましては、苦渋の思いで生産調整を実施されたものと察するところでございまして、今後、相場が上向くことを願っているところでございます。

また、肥育牛においても、国内外の需要減少によりまして枝肉価格が下落、それに 伴い素牛価格も下落し、畜産農家の経営悪化を懸念しているところでございます。

花農家につきましても、3月以降出荷分の花に影響があっております。施設菊の生産者から話を聞く機会がございまして、例年秀で出荷している花が、その下のランクの値段で取引されたと伺っております。

このような現状を踏まえ、新型コロナ感染拡大の影響を受けたことによって農家の皆さんが今後営農意欲を失われないように、町としてもしっかりと支援をしていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

### 〇木下信博農業振興課長

私のほうからは、2点目、3点目の御質問につきましてお答えを申し上げます。 初めに、2つ目の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農家に対しまして、 生産意欲を失うことのないような町独自の対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生産費用の支払いにも苦慮され、苦境に立たされている農家の方々が多数いらっしゃると思っております。ここで、国や県で現在予算化されている農業者に対する支援策について御紹介をいたします。

まず、国の支援に持続化給付金があります。農業者の方々でもこの持続化給付金を申請することができまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により一月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している方が対象となり、農業法人等で最大200万円、個人事業者で最大100万円の給付を受けることができます。確定申告を農業で申告されている方も、品目にかかわらず申請することができます。

次に、同じく国の支援で、高収益作物次期作支援交付金であります。

支援内容は、次期作に前向きに取り組む野菜、花き、果樹などの高収益作物の生産者に対して10アール当たり5万5,000円、また高収益型経営である施設花きなどにつ

いては品目により上乗せが検討されております。交付要件は、これまでにないほど低く設定されているようでありますが、最も大切なのは令和3年産において令和2年産からの面積拡大、または維持することが目的でありまして、この交付金を多くの農業者に活用していただき、次期作について意欲的に取り組んでいただきたいと考えております。また、施設花き生産者につきましては、県の佐賀県園芸生産次期作支援緊急対策事業においても、花の種類に応じて10アール当たり5万円、10万円、40万円が次期作の種苗費などとして支援されるようになっております。タマネギにつきましては、国の野菜価格安定対策事業から、4月出荷分についてはキロ当たり約16円が交付される予定です。5月出荷分につきましても、対象となる見込みとなっているようでございます。

次に、制度資金につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナによる減収で当面の資金繰りや既往債務の返済に困っておられる方に償還猶予を行うことや、貸し付け当初5年間の無利子期間、保証料免除、無担保、資金の種類によっては据置期間がある資金が用意されております。

国の第2次補正予算案には、飲食店の休業などで農産物の販売が落ち込んだ農家に対する新しい支援制度として、経営継続補助金を創設するために200億円が計上されました。収入減が原因で農産物の生産を断念しないように、省力化機械の導入や感染症対策などに最大150万円が補助されるようです。6月8日の農業新聞に、佐賀県がタマネギ農家に支援を行うとの掲載がなされていました。支援の内容は、5月中に出荷時期を迎えていた生産者が対象で、青果用に出荷した場合は10アール当たり7万円、需給バランス確保のため出荷できなかった場合は10アール当たり4万円を支給されるものです。国や県の支援策については要件などがありますので、申請内容について周知を行いまして、農家の方々を支援したいということで考えております。

なお、町独自の支援策につきましては、まずはただいま申し上げました国、県の支援策の周知徹底を行い、国や県の制度で手が届かなかったところに町独自の支援策ということで取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、3点目の新型コロナウイルス感染拡大の影響により枝肉価格が大幅に 下落した畜産農家への支援についてお答えいたします。

畜産につきましては、国の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業として、経営の体質 強化に資する取り組みメニューに2つ以上取り組む肉用牛肥育農家へ奨励金がござい ます。取り組み数などに応じて、1頭当たり2万円から5万円交付されます。交付要 件は、飼料分析や牛の血液分析、肉質分析などで、取り組みやすいメニューになって おります。既存の事業では、肉用牛経営安定交付金、通称牛マルキンがございます。 標準的販売価格が生産費を下回った場合に、差額の9割が基金の積立金から、国3、 生産者1の割合で補填されますが、今回この牛マルキンの生産者負担金を納付猶予と し、実質国費分であります4分の3を生産者へ交付するものでございます。

県の事業では、佐賀牛と肥育素牛導入緊急対策事業で、肉用牛肥育農家に対して令和2年3月から9月までに出荷された肉用牛の販売頭数に応じて、肥育素牛の導入に係る奨励金を肉専用種で2万円、交雑種で1万円、乳用種で5,000円が交付されるようになっております。

繁殖農家の支援につきましては、国の既存事業ではありますが、肉用小牛の価格が低落し保証基準価格が下回った場合に、生産者に対し生産者補給金が交付されるようになっております。さらに、国の2次補正におきまして、繁殖農家の経営意欲を維持するように、畜産環境改善、小牛の疾病防止等に取り組む生産者に対して、肉用小牛が全国の平均価格を下回った場合に、5月販売分から出荷頭数に応じた奨励金を交付するように仕組まれています。交付単価は1万円または3万円となっており、12月出荷分までが対象になるようでございます。

畜産経営の資金につきましては、先ほど申し上げました制度資金のほかに、負債の 償還が困難な大家畜・養豚農家に対し、長期・低利の借換資金の融通を行う畜産特別 資金の貸付日が5月、7月、11月末となっていましたが、当面の間、毎月の月末が貸 付日として設定されました。

畜産農家につきましても支援の周知を行い、国も県も支援で手が届かなかったところに支援をしていきたいと考えております。

### 〇吉村大樹商工観光課長

それでは、私のほうからは4点目、5点目の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、4点目の佐賀県の休業要請に伴う道の駅しろいしの影響についてでございますが、道の駅しろいしは4月20日の佐賀県知事からの休業要請を受けまして、4月22日から5月6日までの15日間休業をされたところでございます。道の駅としましては、休業期間中の売上減少というのが特に大きな影響でございますが、道の駅全体で約1,600万円の売上減少を見込んでいるところでございます。

次に、出荷者に発生した問題でございますが、休業期間中、道の駅への出荷が停止になったということで、道の駅のみに出荷をされている出荷者におかれましては、商品の販売ができないというのが一番の問題点ではなかったかなと思っております。しかしながら、それぞれの出荷者の皆様には各独自で販売をされるなどの対応をして、御協力をいただいたところでございます。また、佐賀県では、道の駅休業中の出荷者対策として、県内に5箇所青果市場がございますが、その青果市場に休業期間中の農産物について引き受けていただくよう調整をとってもらったところでございます。しかしながら、実際に何人の出荷者が県内の青果市場にどのくらい出荷をされたのか、そして売り上げがどうだったのかは、現在把握ができていないという状況でございます。

次に、5点目のふるさと納税のPRの拡充と農業振興への財源確保についてお答え します。

ふるさと納税のPRにつきましては、例年首都圏等で開催をしております本町農産物等のPR販売とあわせて、来場者に直接本町へのふるさと納税のお願いをしているところでございます。しかしながら、御存じのとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、まず最初の4月のタマネギフェアが中止になるなど、今後の宣伝活動の実施についても未確定の状態というふうなことです。このようなことから、担当課としましても、今後ふるさと納税に特化したPR活動等が必要ではない

かというふうに考えております。現在の案としましては、関東、関西圏のふるさと会の皆様にふるさと納税の協力依頼と、会員の皆様の友人、知人のほうにPRの御協力をお願いできないか、その分についてふるさと会の事務局の方々にお問い合わせをしたいというふうに考えております。あわせて、今後ともふるさと納税の有効なPR方法について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税による農業振興への財源確保についてですが、まずふるさと納税の仕組みとして、町への寄附者が寄附金の活用メニューの中から、寄附金を役立ててほしい項目を選んで寄附をしていただいているという状況です。現在の主な活用メニューとしましては、活気と魅力のある豊かなまちづくり、子供たちが健やかに育つまちづくり、高齢者や障がい者・児に優しいまちづくり、そして町長にお任せというふうになっております。実際の寄附金の活用につきましては、できる限り寄附者の意向に沿った事業に活用されておりまして、その中で活気と魅力ある豊かなまちづくりのメニューへの寄附金が産業の振興、観光の振興、そして移住者支援などに充当されておりまして、その中で農業振興に係る財源として活用をされておるという状況でございます。

なお、ふるさと寄附金だけでは賄えない財源につきましては、今後においても他の 基金などを活用しながら、農業振興対策への財源確保に努めたいと考えております。 以上です。

### 〇片渕栄二郎議長

これで産業建設常任委員会1人目の代表質問を終わります。西山清則議員。

#### 〇西山清則議員

産業建設常任委員会代表質問として、私は商工業への支援策等について5つの質問をしたいと思います。

まず、1つ目に新型コロナウイルス感染症に関する情報がテレビ等で毎日報道され、 具体的な内容がわからない状況で他人事みたいな感じでいましたが、県内に感染者が 発生してからは、緊張感が高まってまいりました。緊急事態宣言の対象地域が全国に 拡大されたことに伴い、職員の対応も大変だったと思います。お疲れさまでした。

そこで、伺います。

本町においても、飲食店は軒並み売り上げは減少、ほとんどが前年と比較して売り上げが半分以下になっておられます。そして、飲食店以外の事業者の売り上げは減少傾向と聞いています。飲食店へ納入されている酒小売店、食品小売、卸業など、全ての業種が連鎖的にダメージを受け、経済の流通が途絶え、交通量も減り、ガソリンスタンドの売り上げも落ち込んでいるそうです。それに、この先見通しが立たずに不安があると言われています。こういう状態の中で、町長は事業者やその関係者からどのような声を聞き、感じておられるのかを伺いたいと思います。

2つ目に、緊急事態宣言により、佐賀県も休業等の要請がなされました。それにより、町内の飲食店や対象となる店の80%以上が休業や時短営業への協力をなされました。早いところでは、4月13日から休業されています。福岡県を筆頭に県外からのお

客様が多く、3月中旬から団体客のキャンセルがふえ始め、周囲の方に迷惑をかけないためにも早目に決断されたそうです。ほかにも、テイクアウトをして一応努力をされておられますが、通常の営業と違い、大変な打撃を受けておられます。このように、対象になった飲食店や事業者の件数もわかっておられると思いますが、対象になられた店舗等をどのように把握され、どのような対策をされたのか伺います。

3つ目に、国の持続化給付金制度、県の店舗休業支援金、チャレンジ事業者持続化支援金、貸し切りバス・タクシー支援金など、いろんな施策をされていますが、申請するのにどのようにすればいいのか、どうしなければいけないのかわからないと言われていました。パソコンやスマートフォンなど、うまく使い切れない方は特に悩んでおられます。また、国への申請手続が一番手間がかかるとも言われていました。こういう状況を見て、支援策の周知と事務支援をどのように指導されたのか伺います。また、従業員を抱えておられる事業者は、人件費、経費の支払いが大変であり、資金繰りがきつくなっているとも言われています。よって、その事業に対する支援策が必要だと思われます。また、さらに雇用調整助成金の利用はできるのか伺います。

4つ目に、小・中学校の休業の長期化に伴い、学校給食納入者への支援策はどのようにされたのか。町独自の支援策が第一弾、第二弾と打ち出されましたが、この支援金は短期間で受け取ることができて助かったと言われて喜ばれています。また、それを従業員の給料の一部に使ったとも言われました。そういった声は入ってきていないのか。また、町に対して事業者はどのような支援策を期待し、町はその支援策に結びつけているのか伺います。

5つ目、最後は町長に伺います。

国は、地域独自の取り組みを支援するために、地方創生臨時交付金を新たに創設されました。本町は、この交付金の額をどのくらいだと考えておられるのか。我が町は、第1次産業が元気でないと町内は潤いません。農業者の収入は減り、赤字になっている状態です。再開しても、客足がすぐに戻るとは思われません。今こそ町長の力を発揮するときで、これが腕の見せどころではないでしょうか。だから、これからこの交付金を商工業や農業者等への支援策として、本町経済の活性化に向けてどのように持っていかれると考えておられるのか伺いたいと思います。

## 〇田島健一町長

西山議員の御質問、1番目の質問でございますけれども、売り上げが減少している 事業者や関係者からどのような声を聞き、感じておられるかということにつきまして お答え申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして売り上げが減少している事業者でございますけども、新型感染症拡大に伴う影響というものについては、さまざまな業種の事業者の皆様から御意見を賜っているところでございます。特に飲食業につきましては、3月中旬から影響が出始め、4月16日の緊急事態宣言の対象範囲が全国に拡大された時期から急激に経営が落ち込んだと、町内事業者及び商工会からも伺っております。議員がおっしゃいますとおり、飲食業の売上減少に伴いまして、連鎖的に酒小売店、食品小売店、スナック、バー、タクシー代行業といった業種にも影響が発生して

いるようでございます。また、2月27日に全国全ての小・中、高校等の臨時休業を行 うように要請されたことに伴いまして、売り上げが減少いたしました学校給食納入組 合からも支援についての御要望をいただいているところでございます。

このように、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした外出自粛、営業自粛は、町内の各種事業者の経営に大きな影響をもたらしており、先行きが不透明な中、家賃や人件費、光熱水費などの固定費、3密回避のための対応など、今後も多くの問題を抱えられておられます。町といたしましても、このような状況を重く受けとめ、各事業者がこの困難を乗り越え、今後も事業を継続されますように支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

## 〇吉村大樹商工観光課長

それでは、私のほうから2点目、3点目、4点目の御質問についてお答え申し上げます。

まず、2点目の佐賀県の緊急事態宣言に伴う本町飲食店等の休業状況についてということでございますが、佐賀県からは、まず令和2年4月22日から5月6日までの15日間、スナック、バー、マージャン店、道の駅等について休業要請がなされました。あわせまして、飲食店、料理店等の食事提供施設については、夜8時以降の営業休止の要請がなされたところでございます。次に、令和2年5月7日から5月20日までの14日間については、接客を伴う飲食店等に再度休業要請がなされたということです。いずれも協力いただいた事業所については、佐賀県より店舗休業支援金として1店舗当たり15万円の支援金が交付されることというふうになっています。

そういった中で、本町の休業等の状況でございますが、白石町商工会から報告をいただいた内容によりますと、商工会に対象事業所が55ございますが、全ての事業所に協力をいただいておりまして、それに道の駅を加えますと、時短営業で27事業所、そして休業で29事業所の事業所に御協力をいただいたというふうになっております。

なお、県の担当課に本町事業所による店舗休業支援金の全体の申請状況を確認いた しましたが、現在市町ごとの集計は行っていないということでございましたので、最 終的な実数というのは現在不明ということでございます。

また、飲食店等についての本町の支援策ということでございますが、まずは御存じのとおり、白石町ふるさと飲食店応援事業ということで支援をいたしました。そのほか、町のホームページへの掲載、また全戸へのチラシ配布によりまして、町内のテイクアウトができる飲食店の御紹介をさせていただきました。また、あわせまして庁舎内の職員に呼びかけまして、昼食を町内の飲食店へ積極的に注文していただくよう御協力をお願いしたところでございます。

次に、3点目の国や県の事業者支援策の周知と事務の支援の状況についてということでお答えします。

国や県の事業者支援策の周知につきましては、町ホームページ内の新型コロナウイルス感染症関係の特設コーナーへの掲載、また役場担当課の受付カウンターにそれぞれ申請書を設置することにより、周知をしている状況でございます。

その申請方法でございますが、議員がおっしゃるとおり、国、県からの給付金、支援金等の申請はほとんどが原則インターネット、または直接郵送の申請というふうになっている状況でございます。その中で、幅広い事業者が対象となっております国の事業持続化給付金につきましては、インターネットのみの申請ということでございますので、パソコンやスマートフォンの操作がふなれな方には申請が難しいということで聞き及んでおります。そのため、国は県内に7会場の申請サポート会場を設置され、申請事務の支援が現在なされておる状況でございます。それで、町でも新型コロナウイルス感染症緊急経済対策プロジェクトチームを立ち上げまして、町の事業継続応援金につきましては、6月8日から申請が困難な事業者に対し申請事務の支援を開始しておりまして、今後国の持続化給付金についても事務の応援をする予定でおります。

また、人件費の資金繰りが困難となっている事業所の雇用調整助成金の活用についてという御質問でございますが、雇用調整助成金につきましては、基本的に経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、従業員に休業をさせ、その休業手当を支払った場合に休業手当の一部が助成されるという制度でございますので、人件費、経費の資金繰りが困難でも、従業員に休業をさせ、休業手当を支払われておられないと、雇用調整助成金の対象にはならないのではないかというふうに思っております。

次に、4点目の学校給食納入業者への支援策についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、その支援策としては、まず町内の飲食店に対し、ふるさと飲食店応援事業により支援を行いました。ふるさと飲食店応援事業につきましては、白石町商工会の御協力でスムーズな支払い手続ができましたので、町内飲食店事業者より、事業を継続するための資金としてスムーズに活用ができたということでお声をいただいたところでございます。しかしながら、ふるさと飲食店応援事業は食堂などの食事提供施設の飲食店事業者を対象としておったため、学校給食納入業者の皆様については対象となっておりませんでした。しかしながら、飲食店に納入をされている酒の小売業者、また食品小売業者といった事業者についても連鎖的に影響を受けられておりまして、またあわせましてその他の町内各種商工業者についても、売り上げが大きく減少するなどの経営に影響を及ぼしているという声を多数いただいたところでございます。このため、5月29日の臨時議会で可決いただきました白石町事業継続応援金により、町内飲食店以外の商工業者につきましても支援を計画したところでございます。学校給食納入業者の皆様におかれましては、本事業を活用いただきまして、事業継続のための資金として御活用していただければというふうに思っております。

以上です。

## 〇田島健一町長

それでは、西山議員の5点目の質問でございます地方創生臨時交付金を活用した本 町活性化に向けた支援策についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、地方創生臨時交付金の対象事業について御説明をいたします。

具体的には、国が定めた緊急経済対策に該当する国庫補助事業等及び地方単独事業

が対象となります。白石町では、現在該当事業といたしまして、全町民に向けた限定プレミアム商品券発行事業、児童・生徒を持たれる保護者を対象といたしました児童・生徒学校給食費無償化、町内商工業者を対象といたしましたふるさと飲食店応援事業及び白石町事業継続応援金の4つの事業を計画いたしておりまして、その総事業費は2億6,897万6,000円を見込んでおります。

次に、議員御質問の交付額でございますけれども、第1次交付限度額といたしまして、白石町へ1億3,703万6,000円の交付限度額が通知されております。この金額に基づきまして、さきに掲げました4つの事業をリストアップしたところでございます。第2次の交付限度額につきましては、詳細はまだ未定でございますけれども、全体の交付額を第1次交付限度額、これは約7,000億円と言われておりましたけれども、これと比較すると少額、約3,000億円ぐらいということになるということから、本町におきましても減少すると認識をいたしております。

御質問の本町経済の活性化ということでございますけれども、実施計画に掲げた4つの事業のほかにも、今年度既に3回の補正予算において、地方創生臨時交付金の限度額を大きく上回る新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな事業を展開いたしております。現在は、その財源として基金繰入金等を充当いたしておりますが、地方創生臨時交付金の交付決定がなされ次第、財源振り替えを行う予定でございます。また、今後国のほうで地方創生臨時交付金2兆円の増額補正も予定されているようでございますので、その際は経済対策の貴重な財源として、対象事業や交付額等を精査して、白石町の地域性、実情に合うような有効活用策を図っていきたいと考えております。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、いまだ予断を許さない状況に変わりはありません。新型コロナウイルス感染症対策は長期戦になると予想されますので、町の基幹産業である農業者を初め、商工業者、そして町民の皆さん方からも御意見をお伺いしながら、今後の対応策を検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

#### 〇片渕栄二郎議長

これで産業建設常任委員会の代表質問を終わります。暫時休憩します。

14時05分 休憩 14時08分 再開

#### 〇片渕栄二郎議長

会議を再開いたします。

#### 日程第4

#### 〇片渕栄二郎議長

日程第4、委員会の閉会中における所管事務調査を議題とします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付しておりますとおり各委員長からの閉会中の継続調査について申し出があっています。

本件について各常任委員長から報告を願います。

### 〇内野さよ子総務常任委員長

閉会中の継続調査申出書。

総務常任委員会の議会閉会中の所管事務調査としまして、避難所における感染症対 策及び災害用備蓄用品の管理状況等について調査をと考えています。

具体的には、災害時に使用する災害用備蓄用品の管理状況や、避難所における3密対策について調査をいたします。先日、北部九州も梅雨入りをしたところでありますが、大雨や台風災害には万全の備えをしておくことはもちろんですが、避難所においては、新型コロナウイルス感染防止対策として3密対策もあわせて行う必要となっています。今回の総務常任委員会の代表質問においても質問をしておりましたけれども、防災倉庫内の水や食料、毛布、医薬品の備蓄状況に加えて、マスクや消毒液などの衛生用品の確保が十分であるのか、その状況について、また各避難所までの配送手段などについても、担当者から詳しく聞き取りを行いたいと考えています。

次に、避難所における新型コロナウイルス感染防止対策について。

避難者の健康状態の確認手段や、3密を避ける対策を中心に説明を受けることとしています。

なお、この調査の結果、改善すべき点などがある場合には、早急な備蓄用品の確保 を求めるとともに、民間との包括連携のこともありますので、十分な供給体制が確保 できるような検討を行うように、執行部へ申し入れを行うこととしています。

調査の期間としましては、次期議会定例会開会の前日まで、予定では7月上旬と考えています。

以上のとおり、総務常任委員会を代表して申し出たいと思います。よろしくお願いします。

## 〇草場祥則文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会の議会閉会中の所管事務調査といたしまして、学校現場における感染症防止対策等に関する調査を実施したく申し上げます。

具体的には、学校現場を訪問し、感染症対策の取り組みについて、教育委員会や学校の担当から聞き取りをしながら調査を行うものでございます。

今回の文教厚生常任委員会の代表質問においても質問しておりましたが、学校現場におけるマスクや消毒液などの衛生用品の確保の状況、新しい生活様式の実践や3密対策が十分に行われているかどうか、その調査と確認を行います。

次に、夏休みが短縮されることに伴い、暑い夏場に授業が行われることになりますが、子供たちの健康管理や学校給食の衛生管理などの課題も含めて、教職員から聞き取りを行うことにいたしております。また、改善が必要と思われる点があれば、速やかに執行部に申し入れを行うことといたします。また、現地調査を行う学校については、教育委員会と調整をしながら決定することにいたします。

調査の期間といたしましては、次期議会定例会開会の前日まで、7月上旬から中旬を予定いたしております。

以上のとおり、文教厚生常任委員会を代表して申し上げます。よろしくお願いいたします。

## 〇井﨑好信産業建設常任委員長

産業建設常任委員会の議会閉会中の所管事務調査といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う農業者に対する各種支援制度に関する調査を実施したく申し出ます。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により収入が減少している農業者に対する支援制度について、所管課の担当者から説明を受けながら、あらゆる農業者への経営支援のあり方を調査するものであります。

今回の産業建設常任委員会の代表質問においても質問しておりましたが、本町においてもタマネギや花き、畜産農家を中心として、影響が特に深刻であります。農業者への国の持続化給付金などが給付対象となっているところでありますが、オンライン申請手続や書類作成などの煩雑さが課題とされているところであります。課題等については、農業者に対する国、県、町からの支援制度とその申請方法、また申請に係る町の支援などについて、詳しく聞き取りをすることといたします。

なお、農業者に寄り添った制度の周知方法やJA白石との意見交換を実施し、関係機関と連携した給付申請などの支援のあり方について、執行部に提案できればと考えております。

調査の期間といたしましては、次期議会定例会開会の前日までということで、なるだけ早い時期、6月下旬から7月の上旬を予定しております。

以上のとおり、産業建設常任委員会を代表して申し出ます。よろしくお願いいたします。

#### 〇片渕栄二郎議長

お諮りします。

各委員長からの申し出を閉会中における所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出を閉会中における所管事務調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付された案件は全て終了しました。

会議を閉じます前に町長から挨拶があります。

### 〇田島健一町長

令和2年6月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、6月12日に開会され、本日17日で閉会となっているところでございます。 議会の会期としては短うございましたけれども、新型コロナウイルス感染症に特化したような議会となり、熱心な議論、審議をいただきました。その中身は濃かったと感じているところでございます。今回提案いたしました議案は、令和2年度白石町一般 会計補正予算など、追加補正も含めまして41件でございましたが、十分に御審議をいただきまして、原案どおり可決いただきましたこと、まずもってありがたく、厚くお礼を申し上げます。

振り返ってみますと、さきの3月議会では、これまでの白石町議会で経験されていないイレギュラーな対応をとっていただきました。また、今議会においても、さらに3月議会とも違った対応としていただきました。さらに、3月議会と6月本議会との間には、5月1日と5月29日の2回の臨時会も開催していただきました。このような対応をしていただいた背景には、議員の皆様方からの温かい御配慮があったものと推察いたします。年度末から年度初めにかけましては通常でも多忙な時期でありますが、今回は新型コロナウイルス関連の業務が重なっていることに鑑み、職員の多忙さへの配慮、さらに新型コロナウイルス関連業務の中においては、直接町民の皆様へ影響が出ないよう、また不利益なことが発生しないよう町執行部と議会は取り組んでいくべきとの配慮、このようなことからだったと思います。

今議会におきましても、3つの常任委員会の委員様2人ずつの計6名の委員様による、新型コロナウイルス感染症に特化した代表質問でございました。いずれにいたしましても、これまでの町議会の対応は、他市町にもないような取り組みでございました。このような議会の配慮について、また一般質問について、ある新聞に次のような記事がございました。本来の姿ではないが、人数を絞ったり時間を短縮したりと、工夫を凝らして実施する議会も少なくない。形式を重んじ、旧態依然の感が否めない組織ではあるが、形式にこだわり過ぎないよう柔軟な姿勢で臨むことが肝要だと。まさしく白石町議会はこのとおりにやっていただいており、うれしいやら感心するやらでございます。

今議会では、一般会計補正予算も可決、成立させていただきました。この中に、歳出の議会費で168万円の減額補正が計上されておりました。現職議員様におかれましては今年度が任期最終年度でございまして、視察研修を計画していただいておりましたが、3月議会で成立していたものを3箇月しか経ていない今議会で減額するといった英断をしていただいております。これにつきましても、感心すると申しますか、感謝する次第でございます。本町内での新型コロナウイルス感染者はこれまで5名の方が確認されておりますが、5月5日以降の感染者は出ていない状況です。しかしながら、国内においてはまだまだ新規感染者が確認されております。一日でも早く収束していくような有効な治療薬やワクチンの開発が待たれるところでございます。これまで町内外の医療従事者、関係機関の皆様の献身的な御尽力に対しまして、敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

もう一つ、話題と状況の提供をいたしたいと思います。

今般の新型コロナウイルス感染者の拡大とタマネギの生産と出荷の時期が重なったことなどから、タマネギ価格が暴落し、町内生産者の収入が減になり、来年への生産意欲の低下が心配されているところでございます。そのような中にありますが、昨日の新聞の読者の声の欄に、過日、県職員、留学生へのお裾分けがあっていたので、自分も応援しようと道の駅しろいしに出向き、県外の友人に送り、喜ばれたとのことでした。また、現在ふるさと納税の返礼品としてタマネギがございます。1つのサイト、

大きなサイトではございますけども、その中で全ての野菜類のランキングにおいて人気が全国第1位に、白石産タマネギ20キロ袋がきのうからなっているところでございます。このようなこともあり、今回のこのピンチをチャンスに変えていかなければなりません。今後も、引き続き議会、役場、町民の皆様と一体となって諸施策に取り組んでまいりたいというふうに思います。

新薬やワクチンができるまで、従来に比べ不自由さは否めないところでございますけども、私たちは気を緩めることなく感染防止に努めていかなければなりません。さらに国や県においては、新しい生活様式を推奨されております。町におきましても、これが定着していくように支援してまいりますので、町民の皆様の御協力をいただきたいというふうに思います。

結びになりますが、新型コロナウイルスが一日も早く収束すること、そして平穏な日常が戻ってくること、さらに議員の皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

### 〇片渕栄二郎議長

閉会の前に一言申し上げます。

6月定例会は、新型コロナウイルスの影響により、さきの3月定例会、5月の2回の臨時会と同様、緊急事態における議会の役割とその運営について議会として議論を重ねながら、議会みずからの判断で通常とは違った形で開催したところでございます。6月定例議会は、3つの常任委員会の新型コロナウイルス対策に特化した代表質問を行いましたが、3月議会に続く各議員の一般質問の取りやめや延期は、議員各位はもちろんのこと、議長としても断腸の思いでございます。しかしながら、国難とも言うべき大変な事態の中で、我々議会がその責務を果たすため、執行部から提出された議案の審議では是々非々の態度を貫きながらも、まず第一に優先すべきことは、町民皆様の生命を守るための感染拡大防止と、経済的打撃を受けておられる方々への支援を速やかに実施し、皆様の安全・安心、そして平穏な生活を守ることだと考えております。議員皆様方もそうした考えのもとで御判断いただき、執行部に十分な対応をとっていただくため、通常と違った形での議会運営に御協力いただいたことに感謝申し上げます。

こうした状況下で町民の皆様には、一般質問の取りやめ、延期やケーブルテレビでの生中継の中止、そして傍聴席の制限など、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、どうか御理解くださいますようお願い申し上げます。

今後も、議会は執行部と一丸となって新型コロナウイルス対策に取り組んでまいる 所存であります。そのためにも、有効なワクチンや治療薬が開発されるまでは、気を 緩めることなく感染防止に努めなければなりません。国も、感染拡大を予防する新し い生活様式の実践を推奨されています。生活様式を変えるということは難しいことで すが、お互いの命を守るため、町民の皆様、そして議員の皆さん、町職員におかれて も、新しい生活様式の定着に御協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、医療従事者、関係機関の長期にわたる献身的な御尽力に敬意を表しますと

ともに、一日も早く感染拡大が収束し、平穏な日常を取り戻しますよう祈念申し上げ、 閉会の言葉といたします。

これをもちまして令和2年第5回白石町議会6月定例会を閉会します。

# 14時30分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条 第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月17日

白石町議会議長 片 渕 栄 二 郎

署名議員大串武次

署名議員内野さよ子

事 務 局 長 小 栁 八 束